

*** *** ***

第19期（令和6～7年度）

消費生活コーディネーター

推薦の手引き

令和6年2月16日（金）までに御推薦をお願いします。

柏市消費生活センター

1 柏市消費生活コーディネーター制度について

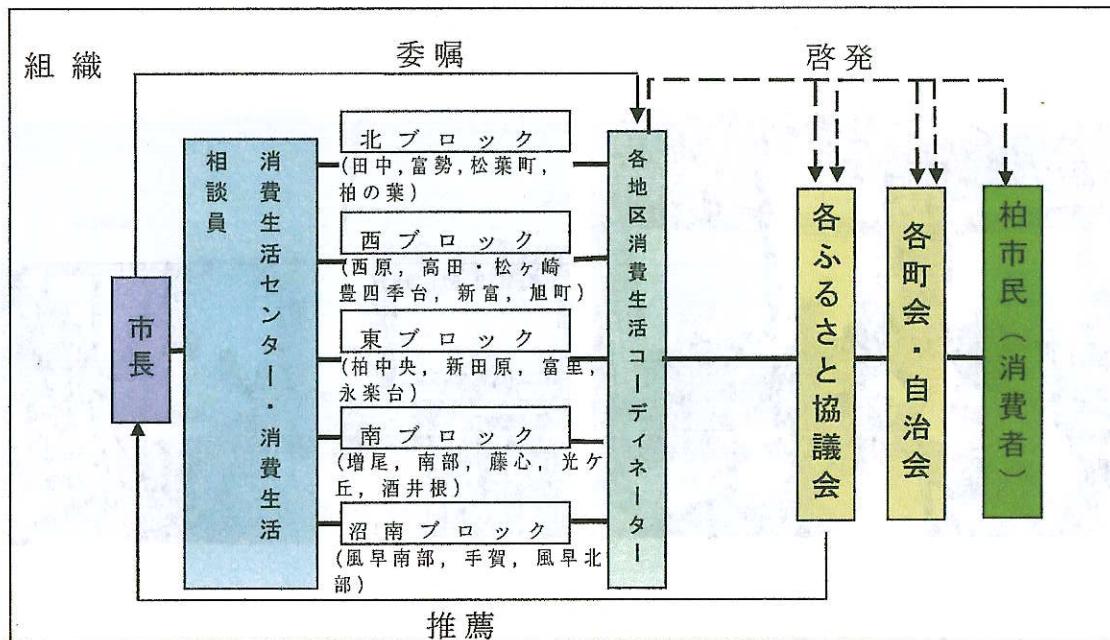
本市の消費生活コーディネーター制度は、地域における消費生活の安全・向上及び消費者行政の円滑な推進を図ることを目的に、昭和63年度に設置しました。

消費者問題は、悪質商法や、契約トラブル、多重債務など多岐にわたっています。これらによる被害や不安を少しでも抑制、防止し、安全・安心な暮らしを確保していくためには、市民への情報提供や啓発活動などを、迅速かつ細やかに行う必要があり、そのためには、地域の方々との連携が不可欠です。

消費生活コーディネーターには、地域の消費者リーダーとして、地域の実情に即した啓発活動を行ったり、地域の中で起きた消費者問題などの情報を収集し、消費生活センターに提供いただくなど、地域に密着した活動をしていただいております。そのため、消費生活コーディネーターは、各ふるさと協議会会長の推薦に基づき、市長が委嘱するものとしています。

消費生活センターでは、消費生活コーディネーターになられた方々が、地域におけるこれらの活動を進めていく上で、必要となる知識の習得や、地域包括支援センターや民生委員・児童委員などの他の主体との連携に向けた関係づくり等を支援してまいりますので、制度の趣旨を御理解いただき、御協力賜りますようお願い申し上げます。

[イメージ図]



2 柏市消費生活コーディネーターの活動について

(1) 任期

一期2年（令和6年4月1日から同8年3月31日まで）。

なお、消費生活コーディネーター事業の効率的かつ円滑な運営を進める上で、経験者は大変有用な存在と考えております。本人の同意が得られた場合は、再任は妨げないことといたします。

(2) 活動範囲・活動対象

主に推薦された各ふるさと協議会エリアに居住する一般市民、関連団体、学校及び事業所等関連施設。

(3) 謝礼

一人 年 3 万円

(4) 活動内容

① 消費者への啓発

- 研修会で習得した消費生活に関する知識、経験について地域・町会等の会議・サロン等に出向き情報提供する。（チラシの配布・説明、DVDの上映、ロールプレイングの実施等）
- 町会の掲示板、広報誌、HP等で消費者被害未然防止情報等の発信
- 夏祭りや近隣センター文化祭等でのパネル展示や啓発品の配布
- モラージュ柏やイオンモール柏等、商業施設での消費者被害未然防止に関するチラシ、啓発品等の配布

地域の特性や各コーディネーターの生活状況に合わせて活動していただいている。
※記載内容全てを活動しなければならないという意味ではありません。



② 消費生活相談の受理及び連絡

地域における消費生活相談を消費生活センターに取り次ぎます。また、各地域住民の方を対象に消費者トラブル未然防止のためのアドバイス等を行います。

③ 消費生活についての情報の収集及び提供

一部の地域で集中的に発生している悪質商法等の事例を収集し、消費生活センターに報告します。

(5) 研修内容

毎月第3木曜日（8月と12月を除く）に開催する研修会に参加していただきます。研修だけでなく、消費生活コーディネーター同志の連絡調整・情報交換及び活動報告等も行います。

消費生活、簡単な法律知識及び柏市（関連部署）の課題等について学ぶとともに、地域での活動に向けた実践力を高めるため、基本的な話し方や傾聴方法、認知症やネット社会の仕組み等の理解、さらに、地域で活動している各種資源の役割及び連携のあり方などについても学ぶことができる幅広い内容のプログラムになっています。

(6) 保険

市民活動災害補償保険に加入します。